

表 11 審査請求の処理件数

(単位:件)

年 度	施 設 名	利用請求に対する処分に係る審査請求											
		審査請求件数			処理件数				公文書管理委員会に諮問した事件				
		継 続	新 規		却 下	処 理 中	諮 問 準備中	全部利用 に変更	諮 問 中	決 定 準備中	裁 決 済 み	答申と異な る裁決	諮問の取 下げ
令和元年度	宮内公文書館	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
平成30年度	宮内公文書館	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0

(注)「裁決済み」とは、審査請求を受けた国立公文書館等の長が、公文書管理法第 21 条第 4 項に基づき公文書管理委員会に諮問し、その答申を受けて行う審査請求に対する裁決（行政不服審査法第 44 条）がなされていることをいう。

7 訴訟の状況

令和元年度において、国立公文書館等の長が行った利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に対する訴訟はなかった。

8 利用の促進の状況

国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないとされている（公文書管理法第 23 条）。

(1) 簡便な方法による利用の状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等の一層の利用を図るため、公文書管理法第 16 条第 1 項に基づく利用請求の手続を経なくとも、利用可能な範囲で随時、簡便に利用できる仕組みを整えておくことが望ましいとしている（第 3 章第 2 節第 22 条第 1 項(留意事項)）。

国立公文書館等における簡便な方法による利用の実施状況をみると、表 12 のとおり、45,001 件が簡便な方法によって利用に供されており、平成 30 年度と比べると、6,858 件（対前年度比 13.2%）の減少となっている。利用方法の内訳としては、閲覧による利用が 43,688 件（97.1%）、複写物の提供による利用が 1,313 件（2.9%）となっている。

なお、利用請求による利用件数（8,373 件）との合計件数（53,374 件）においても、平成 30 年度（59,074 件）に比べ、5,700 件（対前年度比 9.6%）減少している。また、年間閲覧者は合計 7,322 人であり、前年度から 1,825 人（対前年度比 20.0%）減少している。

表 12 簡便な方法による利用の状況

(単位:件)

施設名	簡便な方法による利用に供した件数							利用請求による利用件数 (再掲)			簡便な方法 + 利用請求	
	閲覧件数				複写物の提供件数						利用件数	年間閲覧 者数(人)
		閲覧冊数 (冊)	閲覧巻数 (巻)		複写冊数 (冊)	複写巻数 (巻)		閲覧等	写しの 交付			
国立公文書館	18,736	18,688	39,694	23	48	64	0	453	36	417	19,189	3,695
宮内公文書館	8,426	8,115	8,115	0	311	311	0	830	829	1	9,256	755
外交史料館	16,067	15,123	15,123	1,259	944	260	333	387	387	0	16,454	1,966
北海道大学	75	75	75	0	0	0	0	62	44	18	137	65
東北大学	154	154	154	0	0	0	0	3,135	190	2,945	3,289	45(史料館)
筑波大学	936	936	936	0	0	0	0	2	2	0	938	95
東京大学	221	221	221	0	0	0	0	116	47	69	337	66
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0	0	510	510	0	510	7
東京工業大学	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2	2
名古屋大学	188	188	188	0	0	0	0	1,286	1,286	0	1,474	82
京都大学	0	0	0	0	0	0	0	823	812	11	823	89
大阪大学	0	0	0	0	0	0	0	40	40	0	40	3
神戸大学	8	8	8	0	0	0	0	429	348	81	437	44
広島大学	4	4	4	0	0	0	0	5	5	0	9	102
九州大学	186	176	176	0	10	10	0	147	147	0	333	333
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	0	146	51	95	146	18
令和元年度 合計	45,001	43,688	64,694	1,282	1,313	645	333	8,373	4,736	3,637	53,374	7,322
(割合)	100.0%	97.1%	—	—	2.9%	—	—	—	—	—	—	—
平成30年度 合計	51,859	50,333	72,045	2,039	1,526	629	456	7,215	4,994	2,221	59,074	9,147
(割合)	100.0%	97.1%	—	—	2.9%	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 「割合」は、簡便な方法による利用に供した件数に占める割合を表す。

(2) 複製物の作成の状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等の保存及び利便性の向上のために、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等を踏まえ、適切な記録媒体による複製物を作成するとしている。特に、劣化が進行し、利用に際して破損を招く可能性のある特定歴史公文書等については、早い段階で複製物を作成し、適切な保存と利用の両立を図ることが重要であるとしている。また、電磁的記録による複製物を作成することは、インターネットの利用等により、国民が特定歴史公文書等に触れる機会を提供することにもつながるとしている（第2章第2節第7条（留意事項））。

国立公文書館等において利用に供されている特定歴史公文書等の複製物の作成状況をみると、表13のとおり、令和元年度に新規作成された件数は、「文書又は図画」37,383件、「電磁的記録」60件となっており、前年度までに作成されたものを含めると、「文書又は図画」392,551件、「電磁的記録」3,442件、全体で395,993件となる。

表 13 複製物の作成の状況

(単位:件)

施設名	複製物作成件数										
	文書又は図画								電磁的記録		
	前年度までに作成済み					令和元年度に新規作成				前年度までに作成済み	令和元年度に新規作成
				冊数	コマ数		冊数	コマ数			
国立公文書館	323,288	323,288	288,873	288,873	26,611,048	34,415	34,415	2,100,711	0	0	0
宮内公文書館	8,702	8,702	7,486	0	535,625	1,216	0	84,063	0	0	0
外交史料館	31,506	31,506	30,158	43,424	9,621,836	1,348	1,348	358,485	0	0	0
北海道大学	44	44	7	7	0	37	37	0	0	0	0
東北大学	29	29	12	12	0	17	17	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	213	0	0	0	0	0	0	0	213	175	38
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	75	0	0	0	0	0	0	0	75	53	22
名古屋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	18,390	18,390	18,376	1,004	816,770	14	12	9,992	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	921	919	876	9	18,589	43	8	3,359	2	2	0
広島大学	263	263	263	263	47,598	0	0	0	0	0	0
九州大学	55	55	55	55	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	12,507	9,355	9,062	10,496	0	293	188	0	3,152	3,152	0
令和元年度 合計	395,993	392,551	355,168	344,143	37,651,466	37,383	36,025	2,556,610	3,442	3,382	60
平成30年度 合計	358,498	355,102	312,176	303,600	35,234,589	42,926	40,478	2,416,877	3,396	3,239	157

(注) 1 本表は、目録に記載された特定歴史公文書等の複製物の作成状況を表す。

2 1件の特定歴史公文書等について、紙による複製物が作成された場合には、その作成された簿冊単位で「冊数」をカウントし、マイクロフィルム化又はデジタル化による複製物が作成された場合には、その作成されたコマ単位で「コマ数」をカウントしている。

(3) デジタルアーカイブの実施状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、国立公文書館等は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないとされている（第3章第2節第22条第2項(留意事項)）。

国立公文書館等において、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報を提供するための方法として、ウェブページ等により不特定多数の者がアクセスし利用することが可能な、いわゆるデジタルアーカイブの実施状況をみると、表14のとおり、実施しているのは、国立公文書館、宮内公文書館、外交史料館、東京大学、京都大学、神戸大学及び日銀アーカイブの7館となっている。

令和元年度における特定歴史公文書等の提供数は336,934件、29,164,973コマであり、これに対して、年間で1,343,987件のアクセスがあった。

なお、デジタルアーカイブへの特定歴史公文書等の提供件数については、平成30年度と比べると、件数で38,370件（対前年度比12.9%）、コマ数で2,160,510コマ（対前年度比8.0%）の増加となっている。

表 14 デジタルアーカイブの実施状況

(単位：件、コマ)

施設名	デジタルアーカイブ						
	実施の有無	特定歴史公文書等の 提供件数		特定歴史公文書等の 提供コマ数		年間アクセス件数	
年度	令和元年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
国立公文書館	有	323,415	289,000	28,726,946	26,626,235	856,575	428,814
宮内公文書館	有	4,324	3,984	227,504	192,299	234,393	209,131
外交史料館	有	709	709	1,536	1,536	38,938	16,595
北海道大学	無	—					
東北大学	無	—					
筑波大学	無	—					
東京大学	有	1,899	821	118,202	96,433	210,346	41,147
東京外国語大学	無	—					
東京工業大学	無	—					
名古屋大学	無	—					
京都大学	有	5,714	3,214	75,251	72,751	不明	不明
大阪大学	無	—					
神戸大学	有	852	834	15,338	15,088	1,557	1,739
広島大学	無	—					
九州大学	無	—					
日銀アーカイブ	有	21	2	196	121	2,178	29,171
合計	—	336,934	298,564	29,164,973	27,004,463	1,343,987	726,597

(注) 1 京都大学のデジタルアーカイブは、アクセス統計機能を有していないため、年間アクセス件数の値を「不明」としている。

(4) 展示会及び見学会の開催状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等の利用の促進を図るため、展示会の開催や館内の見学会等の取組を行い、国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く用意することで、国民の特定歴史公文書等への関心を高めることも重要であるとしている（第3章第2節第23条（留意事項））。

国立公文書館等において、令和元年度に開催された展示会（主催又は共催の展示、外部展示等を含む。）は、表15のとおり、66回開催されており、合わせて530,421人が来場している。また、見学会は287回開催しており、3,336人の見学者を受け入れている。

なお、平成30年度と比べて、展示会の入場者数は72,885人（対前年度比12.1%）、見学会の入場者数は698人（対前年度比17.3%）の減少となっている（展示会の開催状況については、別添資料2を参照）。

表 15 展示会及び見学会の開催状況

(単位：回、人)

施設名	展示会				見学会			
	開催回数		入場者数		開催回数		入場者数	
年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
国立公文書館	11	12	53,093	62,192	140	191	2,176	2,653
宮内公文書館	4	8	96	7,792	3	1	5	2
外交史料館	6	8	9,277	29,356	38	33	700	582
北海道大学	8	8	1,594	1,575	42	25	169	271
東北大学	5	11	3,697	6,791	0	0	0	0
筑波大学	1	1	25	28	22	18	66	57
東京大学	4	2	415	1,240	7	5	17	38
東京外国語大学	5	11	181,731	203,339	4	3	14	16
東京工業大学	1	2	23	1,187	8	7	49	66
名古屋大学	1	1	1,434	745	4	1	39	1
京都大学	4	5	45,679	45,715	5	9	22	15
大阪大学	1	1	不明	483	1	2	4	4
神戸大学	5	5	10,624	11,511	3	4	28	95
広島大学	3	5	470	4,800	0	2	0	74
九州大学	2	8	408	4,690	10	5	47	160
日銀アーカイブ	5	4	221,855	221,862	0	0	0	0
合計	66	92	530,421	603,306	287	306	3,336	4,034

(注) 1 「東京外国語大学」の展示施設は、同大学の図書館入口に設置され、アーカイブ資料展示部分のみの集計が困難であることから、入場者数については図書館全体の合計数を記載している。また、同展示施設以外で開催された展示会については、アーカイブ資料展示部分のみの集計が困難であることから、入場者数に含めていない。

2 「大阪大学」の展示会は、令和元年度においては、学外施設の展示スペースにて開催し、展示入場者数の集計を行っていないため、「不明」と記載している。

3 「日銀アーカイブ」の展示会は、同アーカイブ独自の展示施設がなく日本銀行の施設において他の資料と併せて同行の展示として行われており、アーカイブ資料展示部分のみの集計が困難であることから、入場者数については、展示会全体の合計数を記載している。

(5) 特定歴史公文書等の貸出し

特定歴史公文書等ガイドラインでは、国立公文書館等以外の機関での展示会、イベント等に対して特定歴史公文書等を貸し出すことは、展示会の開催等と同様に、特定歴史公文書等の利用の促進を図るための重要な機会であるとしている。また、公共目的のある行事への積極的な対応のほか、地方公共団体をはじめとした団体への積極的な働きかけ、特定歴史公文書等の貸出の機会の増加に努めることも重要であるとしている（第3章第2節第24条(留意事項)）。

令和元年度の国立公文書館等における特定歴史公文書等の貸出件数は、表16のとおり、全体で239件となっており、その内訳をみると、国立公文書館等へ2件（0.8%）、独立行政法人等へ50件（20.9%）のほか、地方公共団体へ143件（59.8%）、民間その他の団体へ44件（18.4%）となっている。

表 16 特定歴史公文書等の貸出件数

(単位：件数)

施設名	特定歴史公文書等の貸出件数																			
	国立公文書館等				国の機関			独立行政法人等			地方公共団体			民間その他の団体						
	貸出期間1ヶ月		超		貸出期間1ヶ月		超		貸出期間1ヶ月		超		貸出期間1ヶ月		超		貸出期間1ヶ月		超	
	以内				以内	超			以内	超			以内	超			以内	超		
国立公文書館	109	0	0	0	0	0	0	2	0	2	107	8	99	0	0	0				
宮内公文書館	3	2	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0				
外交史料館	38	0	0	0	0	0	0	5	0	5	27	24	3	6	6	0				
北海道大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
筑波大学	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0				
東京大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
東京工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
名古屋大学	16	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	15	0	15				
京都大学	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	0	1				
大阪大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
神戸大学	47	0	0	0	0	0	0	27	27	0	6	0	6	14	7	7				
広島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
九州大学	22	0	0	0	0	0	0	14	14	0	0	0	0	8	8	0				
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
令和元年度 合計	239	2	0	2	0	0	0	50	43	7	143	32	111	44	21	23				
(割合)	100.0%	0.8%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	20.9%	18.0%	2.9%	59.8%	13.4%	46.4%	18.4%	8.8%	9.6%				
平成30年度 合計	279	4	0	4	1	0	1	45	31	14	177	29	148	52	11	41				
(割合)	100.0%	1.4%	0.0%	1.4%	0.4%	0.0%	0.4%	16.1%	11.1%	5.0%	63.4%	10.4%	53.0%	18.6%	3.9%	14.7%				

(注) 「割合」は、特定歴史公文書等の貸出件数に占める割合を表す。

(6) 原本の特別利用の状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、原本の利用を認めるとその保存に支障を生ずるおそれがある特定歴史公文書等について、例えば、原本の紙質、色合い、綴じの形式等を確認する場合等、原本を閲覧しなければ利用請求者の目的を達せられない場合には、特に慎重な取扱いを確保した上で原本を利用に供することができるとしている（第3章第2節第25条（留意事項））。

この原本の特別利用の状況をみると、表17のとおり、令和元年度には、国立公文書館で7件、外交史料館で14件となっている。

なお、原本の特別利用に供された特定歴史公文書等としては、国立公文書館では、「琉球国絵図」など、外交史料館では、「民族問題関係雑件 猶太人問題 第1～13巻」などである。

表 17 原本の特別利用の状況

(単位：件数)

施設名	原本の特別利用の件数					
			文書又は図画		電磁的記録その他	
年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
国 立 公 文 書 館	7	7	7	7	0	0
宮 内 公 文 書 館	0	1	0	1	0	0
外 交 史 料 館	14	33	14	33	0	0
北 海 道 大 学	0	0	0	0	0	0
東 北 大 学	0	0	0	0	0	0
筑 波 大 学	0	0	0	0	0	0
東 京 大 学	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0
京 都 大 学	0	0	0	0	0	0
大 阪 大 学	0	0	0	0	0	0
神 戸 大 学	0	0	0	0	0	0
広 島 大 学	0	0	0	0	0	0
九 州 大 学	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0
合 計	21	41	21	41	0	0

(7) レファレンスの実施状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等を効果的に利用に供するためには、利用者に対し、文書の検索を容易にする検索ツールの整備や充実したレファレンスを行うことが求められるとしている。レファレンスの具体的内容は、国立公文書館等の体制、所蔵資料の性格等により異なるものであるが、例えば、以下のようなものが考えられる（第3章第2節第26条（留意事項））。

- ① 特定歴史公文書等の利用に関する情報の提供
- ② 特定歴史公文書等の目録に関する情報の提供
- ③ 特定歴史公文書等の検索方法に関する情報の提供
- ④ 特定歴史公文書等に関する参考文献
- ⑤ 他の公文書館等に関する情報の提供

令和元年度において、国立公文書館等では、上述の具体的内容に該当するレファレンスが行われているほか、その他の情報の提供として、例えば、大学の歴史に関する情報が提供された。

9 特定歴史公文書等の廃棄の状況

国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、永久に保存しなければならないとされている（公文書管理法第15条第1項）。ただし、時の経過による紙の劣化等が進み、判読も修復も不可能になり、資料としての価値が全く見いだせなくなる場合が想定される。こうした場合には、国立公文書館等の長は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができる（公文書管理法第25条）。

令和元年度において、国立公文書館等では、特定歴史公文書等を廃棄しなければならない事態は生じなかった。

10 研修及び講師派遣の状況

国立公文書館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとされている（公文書管理法第32条第2項）。

加えて、特定歴史公文書等ガイドラインにおいて、国立公文書館等は、その職員が歴史公文書等を適切に保存し利用に供するための知見を確実に身に付けられるような研修の機会を与えるものとし、必要に応じて、その研修を行うこともできるとされている。また、移管元機関の職員に対しても歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な研修の機会を与えるものとし、必要に応じて、その研修を実施することもできるとされている。（第5章第30条（留意事項））

これらに基づき、国立公文書館等では、表18のとおり、令和元年度中に56回の研修を実施しており、これらの研修には、各関係機関から7,827人が参加している。

また、国立公文書館等では、それぞれの国立公文書館等以外が実施する研修をその職員に周知しており、令和元年度においては、文化庁、大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館が設置する文書館等が実施する研修等に、国立公文書館等の職員が参加した。

さらに、国立公文書館等においては、研修の実施のみならず、関係機関からの要望に応じて、各種会合等に講師を派遣し、歴史公文書等に対する理解を深めるための取組を行っており、表19のとおり、令和元年度中は計40回の講師派遣（関係機関からの参加者計6,461人）が行われている。

表 18 研修の実施回数及び参加者数

(単位：回、人)

施設名	研修の総実施回数											
		総参加者数	国立公文書館等の職員に対する研修		行政機関の職員に対する研修		独立行政法人等の職員に対する研修		地方公共団体の職員に対する研修		民間団体その他の者への研修	
			実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
国立公文書館	14	2,437	1	42	8	1,650	3	600	2	145	0	0
宮内公文書館	3	80	1	3	2	77	0	0	0	0	0	0
外交史料館	4	13	4	13	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道大学	5	37	1	4	0	0	1	28	0	0	3	5
東北大学	1	34	0	0	0	0	1	34	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	1	63	0	0	0	0	1	63	0	0	0	0
東京外国語大学	2	270	0	0	0	0	2	270	0	0	0	0
東京工業大学	1	74	0	0	0	0	1	74	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	3	188	0	0	0	0	3	188	0	0	0	0
大阪大学	2	4,095	0	0	0	0	2	4,095	0	0	0	0
神戸大学	4	230	3	11	0	0	1	219	0	0	0	0
広島大学	3	78	0	0	0	0	3	78	0	0	0	0
九州大学	1	55	0	0	0	0	1	55	0	0	0	0
日銀アーカイブ	12	173	11	141	0	0	1	32	0	0	0	0
令和元年度 合計	56	7,827	21	214	10	1,727	20	5,736	2	145	3	5
(割合)	100.0%	—	37.5%	—	17.9%	—	35.7%	—	3.6%	—	5.4%	—
平成30年度 合計	64	4,132	29	263	11	1,658	21	2,068	3	143	0	0
(割合)	100.0%	—	45.3%	—	17.2%	—	32.8%	—	4.7%	—	0.0%	—

(注) 「割合」は、研修の総実施回数に占める割合を表す。

表 19 講師派遣の実施回数及び参加者数

(単位：回、人)

施設名	講師派遣の総実施回数											
		総参加者数	国立公文書館等への講師派遣		行政機関への講師派遣		独立行政法人等への講師派遣		地方公共団体への講師派遣		民間団体への講師派遣	
			実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
国立公文書館	28	5,800	0	0	10	4,868	0	0	9	367	9	565
宮内公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外交史料館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道大学	1	54	0	0	0	0	0	0	0	0	1	54
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
筑波大学	1	70	0	0	0	0	0	0	0	0	1	70
東京大学	5	247	2	144	0	0	1	36	0	0	2	67
東京外国語大学	1	15	0	0	0	0	0	0	1	15	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪大学	0	67	1	37	0	0	2	30	0	0	0	0
神戸大学	1	83	0	0	0	0	1	83	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	3	125	0	0	0	0	3	125	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	40	6,461	3	181	10	4,868	7	274	10	382	13	756
(割合)	100.0%	—	7.5%	—	25.0%	—	17.5%	—	25.0%	—	32.5%	—
平成30年度	57	5,550	2	124	16	4,104	11	473	15	643	13	206
(割合)	100.0%	—	3.5%	—	28.1%	—	19.3%	—	26.3%	—	22.8%	—

(注) 「割合」は、講師派遣の総実施回数に占める割合を表す。

11 その他の取組状況

国立公文書館等においては、それぞれ特定歴史公文書等の適切な保存及び利用を確保するために、様々な措置が講じられているところであるが、令和元年度中には、以下のような取組が行われている。

＜特定歴史公文書等の保存＞

- ・ 虫害予防として、南書庫の扉や排気口をスポンジや中性紙を用いて目張りをし、害虫の侵入防止措置を行った。（宮内公文書館）
- ・ 防災（地震対策）のため、移動式書架に落下防止ネットの取り付けを平成 29 年 11 月より順次、行っている。（北海道大学）
- ・ 明治・大正期の劣化資料を中心に 295 冊について、修復および複製マイクロフィルムを作成、複製デジタル版の作成等の保存措置を実施した。（日銀アーカイブ）

＜利用の促進等＞

- ・ 明治天皇の御手許に報告・献上された資料群「明治天皇御手許書類」を始めとした、明治期の所蔵資料のデジタル・アーカイブ化を進めるべく、5 年計画の第二年度として、約 700 件の撮影を行った。（宮内公文書館）
- ・ 大学の授業「近代日本のなかの東京外国語大学」を主催し、受講者に文書館の所蔵する歴史資料の紹介を交えた講義を行った。（東京外国語大学）
- ・ 日本銀行金融研究所アーカイブの HP においてデジタルアーカイブサイトを開設した。（日銀アーカイブズ）

＜その他＞

- ・ 大学史編纂事業(150 周年事業)を開始し、本学関係資料群の調査・収集を進めるとともに、関連する研究会を開催した。（東京外国語大学）
- ・ 館員が文書監査担当者の指名を受け、監査室、財務・総務室総務グループとともに内部監査に同行し、法人文書管理に関する状況監査を実施した（平成 26 年度以降継続）。（広島大学）